**身体障害者障害程度等級表**※　太線枠内が１種

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 級　別 | 視　覚　障　害 | 聴覚  又は平衡機能の障害 | | 音声機能 言語機能 又はそし ゃく機能 の障害 | 肢　　体　　不　　自　　由 | | |
| 聴覚障害 | 平衡機 能障害 |
| 上　　　　肢 | 下　　肢 | 体　　幹 |
| １　　級 | 視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの |  |  |  | １ 両上肢の機能を全廃したもの  ２ 両上肢を手関節以上で欠くもの | １ 両下肢の機能を全廃したもの  ２ 両下肢を大腿の２分の１以上で欠くもの | 体幹の機能障害により坐っていることができないもの |
| ２　　級 | １ 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの  ２ 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの  ３ 周辺視野角度（Ⅰ/4視標による）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（Ⅰ/2視標による）が28度以下のもの  ４ 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの | 両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう） |  |  | １ 両上肢の機能の著しい障害  ２ 両上肢のすべての指を欠くもの | １ 両下肢の機能の著しい障害  ２ 両下肢を下腿の２分の１以上で欠くもの | １ 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの  ２ 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの |
| ３ 一上肢を上腕の２分の１以上で欠くもの  ４ 一上肢の機能を全廃したもの |
| ３　　級 | １ 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。）  ２ 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの  ３ 周辺視野角度（Ⅰ/4視標による）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（Ⅰ/2視標による）が28度を超え56度以下のもの  ４ 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点を超え40点以下のもの | 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの） | 平衡機能の極めて著しい障害 | 音声機能、 言語機能又はそしゃく機能の喪失 | １ 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの  ２ 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの  ３ 一上肢の機能の著しい障害  ４ 一上肢のすべての指を欠くもの  ５ 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの | １ 両下肢をショパール関節以上で欠くもの | 体幹の機能障害により歩行が困難なもの |
| ２ 一下肢を大腿の２分の１以上で欠くもの  ３ 一下肢の機能を全廃したもの |
| ４　　級 | １ 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） | １ 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの）  ２ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50％以下のもの |  | 音声機能、 言語機能又はそしゃく機能の著しい障害 | １ 両上肢のおや指を欠くもの  ２ 両上肢のおや指の機能を全廃したもの  ３ 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能を全廃したもの  ４ 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの  ５ 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの  ６ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの  ７ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの  ８ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害 | １ 両下肢のすべての指を欠くもの  ２ 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの  ３ 一下肢を下腿の２分の１以上で欠くもの  ４ 一下肢の機能の著しい障害  ５ 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの  ６ 一下肢が健側に比して10㎝以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの |  |
| ２ 周辺視野角度（Ⅰ/4視標による）の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの  ３ 両眼開放視認点数が70点以下のもの |
| ５　　級 | １ 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの  ２ 両眼による視野の２分の１以上が欠けているもの  ３ 両眼中心視野角度（Ⅰ/2視標による）が56度以下のもの  ４ 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの  ５ 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの |  | 平衡機能の著しい障害 |  | １ 両上肢のおや指の機能の著しい障害  ２ 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能の著しい障害  ３ 一上肢のおや指を欠くもの  ４ 一上肢のおや指の機能を全廃したもの  ５ 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害  ６ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害 | １ 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害  ２ 一下肢の足関節の機能を全廃したもの  ３ 一下肢が健側に比して５㎝以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの | 体幹の機能の著しい障害 |

**身体障害者障害程度等級表** ※　太線枠内が１種

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 級　別 | 肢体不自由 | | 心　　臓 機能障害 | じ ん 臓 機能障害 | 呼 吸 器 機能障害 | ぼうこう 又は直腸 機能障害 | 小　　腸 機能障害 | 免　　疫 機能障害 | 肝　　臓 機能障害 |
| 乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害 | |
| 上肢機能 | 移動機能 |
| １　　級 | 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの | 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの | 心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | 呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | 小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの | 肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの |
| ２　　級 | 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの | 不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの |  |  |  |  |  | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極 度に制限されるもの | 肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの |
| ３　　級 | 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの | 不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの | 心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | 呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | 小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く） | 肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く） |
| ４　　級 | 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | 心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | 呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | 小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | 肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの |
| ５　　級 | 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの | 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの |  |  |  |  |  |  |  |

**身体障害者障害程度等級表 ６・7級**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 級　別 | 視　覚　障　害 | 聴覚又は平衡機能の障害 | | 音声機能 言語機能 又はそし ゃく機能 の障害 | 肢　　　体　　　不　　　自　　　由 | |
| 聴　覚　障　害 | 平衡機 能障害 |
| 上　　　　肢 | 下　　肢 |
|
|
| ６　　級 | 視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの | １ 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40㎝以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの）  ２ 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの |  |  | １ 一上肢のおや指の機能の著しい障害  ２ ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの  ３ ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの | １ 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの  ２ 一下肢の足関節の機能の著しい障害 |
| ７　　級 |  |  |  |  | １ 一上肢の機能の軽度の障害  ２ 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害  ３ 一上肢の手指の機能の軽度の障害  ４ ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害  ５ 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの  ６ 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの | １ 両下肢のすべての指の機能の著しい障害  ２ 一下肢の機能の軽度の障害  ３ 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害  ４ 一下肢のすべての指を欠くもの  ５ 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの  ６ 一下肢が健側に比して３cm以上又は健側の長さの２０分の１以上短いもの |

※　７級の障害は、１つのみでは法の対象となりませんが、７級の障害が２つ以上重複する場合  
又は７級の障害が６級以上の障害と重複する場合は、法の対象となるものです。

**身体障害者障害程度等級表６・7級**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 級　別 | 肢　　体　　不　　自　　由 | | | 心臓 機能障害 | じん臓 機能障害 | 呼吸器 機能障害 | ぼうこう 又は直腸 機能障害 | 小腸 機能障害 | 免疫 機能障害 | 肝臓 機能障害 |
| 体　　幹 | 乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害 | |
| 上肢機能 | 移動機能 |
| ６級 |  | 不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの | 不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの |  |  |  |  |  |  |  |
| ７級 |  | 上肢に不随意運動・失調等を有するもの | 下肢に不随意運動・失調等を有するもの |  |  |  |  |  |  |  |

※　７級の障害は、１つのみでは身体障害者福祉法の対象となりませんが、７級の障害が２つ以上重複する場合又は７級の障害が６級以上の障害と重複する場合は、法の対象となるものです。